



京丹後市SDGs推進市民会議が始動！

～ キックオフミーティングを開催します ～

令和4年5月18日
京丹後市

京丹後市は令和3年5月に国のSDGs未来都市に選定されたことを弾みとして、市域におけるSDGs活動の活性化を図るため、企業や団体、NPO、個人など、あらゆる主体間の相互交流や情報交換等を促進し、オール京丹後でSDGsの達成を目指す組織として「京丹後市SDGs推進市民会議」を設立する運びとなりました。第1回会議として、下記のとおりキックオフミーティングを開催しますのでお知らせします。

記

1. キックオフミーティングについて

- | | |
|-----------|--|
| (1) 日 時 | 令和4年5月20日（金）15時30分～17時頃 |
| (2) 場 所 | 京丹後市役所峰山庁舎2階 201-203会議室 |
| (3) 出席予定者 | 丹後緑風高校網野学舎生徒、久美浜中学校生徒会、（一社）京丹後青年会議所、市商工会青年部、市女性連絡協議会、市社会福祉協議会、（特非）エコネット丹後、（特非）京丹後コミュニティ放送、市国際交流協会、市内金融機関の代表等 |
| (4) 内 容 | 京丹後市のSDGs関連事業について、会員活動報告・意見発表等 |

2. 京丹後市SDGs推進市民会議について

- | | |
|----------|--|
| (1) 目 的 | 企業、団体、NPO、個人等の相互交流や情報交換等を促し、各々の活動の活性化を図るとともに、連携・協働して具体的な取組を推進することで、SDGsの達成及び持続可能なまちの実現に寄与すること。 |
| (2) 活動内容 | ①SDGsに関する取組の共有及び情報発信に関すること。
②SDGsの普及啓発に関すること。
③会員間の連携やマッチングの支援に関すること。
④SDGs関連施策に関する市への提言に関すること。 等 |
| (3) 構 成 | 市内においてSDGsの達成に向けた活動を行い、又は活動する意思を有する個人、企業、団体等の会員及び市民会議の活動に対し、専門的な知識に基づき助言等を行う特別会員で構成。会員はキックオフミーティング終了後、随時募集を行います。 |

【問い合わせ先】
京丹後市市長公室政策企画課
電話：0772-69-0120

京丹後市SDGs推進市民会議 キックオフミーティング

次 第

日時：令和4年5月20日（金）15時半～17時頃

場所：京丹後市役所峰山庁舎2階 201-203会議室

- 1.開会
- 2.市長あいさつ
- 3.京丹後市SDGs推進市民会議について
- 4.会員証の交付
- 5.会員自己紹介
- 6.会長の選出
- 7.会長あいさつ
- 8.議題
 - (1) 京丹後市のSDGs関連事業について
 - ・普及啓発等の取組について
 - ・京丹後市SDGs推進条例（素案）について
 - (2) 会員活動報告・意見発表
- 9.会員間の情報交換ツール、今後の活動予定について
- 10.閉会

（当日配布予定資料）

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・席次表
- ・資料1 京丹後市SDGs推進市民会議会則（案）
- ・資料2 京丹後市のSDGs関連事業について
- ・資料3 京丹後市SDGs推進条例（素案）
- ・資料4 会員間の情報交換ツールについて
- ・資料5 今後の予定について

※その他、会員団体の活動説明資料を配布

京丹後市 SDG s 推進市民会議 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、京丹後市 SDG s 推進市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、SDG s の達成に向けた活動に取り組んでいる、又は関心のある企業、団体、NPO、個人等の相互交流や情報交換等を促し、各々の活動の活性化を図るとともに、連携・協働して具体的な取組を推進することで、SDG s の達成及び持続可能なまちの実現に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）SDG s に関する取組の共有及び情報発信に関すること。
- （2）SDG s の普及啓発に関すること。
- （3）会員間の連携やマッチングの支援に関すること。
- （4）SDG s 関連施策に関する市への提言に関すること。
- （5）その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

（会員）

第4条 市民会議は、第2条の目的に賛同し、市内において SDG s の達成に向けた活動を行い、又は活動する意思を有する個人、企業、団体等の会員及び本会の活動に対し、専門的な知識に基づき助言等を行う特別会員をもって組織する。

- 2 本会の会員として加入を希望する者は、その旨を所定の書面等により提出し、審査を経て承認されることで、会員となる。
- 3 会員は、書面等により届け出て退会することができる。
- 4 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - （1）本会の会則に違反又は本会の信用を著しく害したとき。
 - （2）会員が解散又は活動を停止したとき。
 - （3）京丹後市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当すると判明したとき。
 - （4）その他本会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき。

（役員）

第5条 本会に、会長1名、幹事複数名を置く。

- 2 会長は幹事の互選により選出する。
- 3 幹事は会員のうちから、第7条に規定する事務局長が依頼した各分野を代表する者で構成する。
- 4 会長及び幹事の任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 6 幹事は会長を補佐し、第6条に規定する幹事会の構成員として本会の運営その他重要事項を協議する。

(幹事会)

第6条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の選出、事業計画、会員からの提案等、本会の運営に関する重要な事項を協議する。
- 3 幹事会は、必要に応じて第7条に規定する事務局長が招集する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、京丹後市市長公室政策企画課に置くこととし、事務局長は京丹後市市長公室長を充てる。

(会費)

第8条 会費は無料とする。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年5月20日から施行する。